

各 位

特定非営利活動法人
福岡県ライフセービング協会
理事長 田原 幸佑

緊急事態宣言の延長に伴う当法人の活動方針について（通知）

「緊急事態宣言の発令に伴う当法人の活動方針について」（令和2年4月7日付け第2020-002号）により、すべての外出を伴う活動を休止及び制限させていただいているところですが、本日、緊急事態宣言が延長され、引き続き福岡県も特定警戒都道府県とされたことに伴って、下記の通り活動方針の延長を通知いたします。

本通知方針の期限は本年5月31日までとしますが、宣言が部分的に解除された場合などによって期限前に見直す可能性があります。

記

- ・引き続き、原則としてすべての外出を伴う活動を休止及び制限します。
- ・県協会所属の各クラブにおいても、上記同様のご対応の検討とご協力をよろしくお願いします。

当法人の活動は原則として、メールや電話、WEB会議、SNSなどのオンラインツールなどによる外出を伴わない活動のみとして、外出を伴うすべての活動を休止及び制限します。

特例として、必要不可欠で別の手段が与えられていない場合などについては、理事会が個別に認めた場合のみ制限しません。

以 上